

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	永田 美江子 (ながた みえこ)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第1209号
○授与年月日	2017年9月25日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	女子大学における観光ホスピタリティ教育の展開 —平安女学院大学を事例に—
○審査委員	(主査) 小川 さやか (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授) 西 成彦 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 岸 政彦 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 浅岡 柚美 (中村学園大学流通科学部教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は、地方女子大学が「女子」「女性性」を看板に掲げ、観光産業への人材輩出に適合的なホスピタリティ・マナー教育を展開する経営戦略的な意義を問いながら、同教育に社会や企業の期待するジェンダー規範や性別役割期待が織り込まれていることを批判的に捉え、同教育の内実を変革する知見を導き出すことを企図した研究である。

序章では、ホスピタリティ・マナー教育研究群と女子教育研究を整理し、両者を架橋した研究が欠如していることを指摘している。第1章では観光系学部学科の急増の背景を述べ、共学大学と女子大学の観光系学部学科のカリキュラムの比較から女子大学のそれにジェンダー規範が組み込まれていることを具体的に提示している。第2章では、近代以降の女子教育の歴史を整理し、かつての良妻賢母教育・英語教育と観光ホスピタリティ教育との連続性を指摘している。

第3章・4章・5章は平安女学院大学の講義・課外活動を分析した事例研究である。第3章では、アンケート調査から女子学生たちがメディアで喧伝される「女子力」イメージに沿う特定の女性像と自身との遠近でマナー・ホスピタリティ教育の意義を理解し、同教育に強い関心や苦手意識・反発心を抱いていること、実際のグループワークでは「女子力が高い」とみなされる学生が人間関係の軋轢や壁にぶつかったり、逆に同教育に反発心や苦手意識をもつ女子学生が力を発揮することを明らかにし、女子学生たちの多様性・個性を活かしたPBL型ホスピタリティ・マナー教育の必要性を論じた。第4章で

は、マナーの習得を目指す課外活動レセプションクラブの活動内容を分析・検討することを通じて、課外活動におけるキャリア形成をめぐる議論を再考した。同クラブは女子学生にとって企業や社会が期待する女性像や自身が抱いた憧れの職業人イメージに近づくことで自己実現欲求を満たしながら、「現実」と「憧れ」との折り合いをつけ、各々の就職活動に踏み出していくための「擬似イベント」となっていた。これを踏まえ特定の就職や就業後の活躍に必要なスキルを培う場だけでなく、企業・社会が課す性別役割期待や自らの憧れを「イベント」のなかで捉え返す場をつくることも課外活動に課せられた重要な役割であることを指摘している。第5章では学生会を事例として女子大生の組織運営やリーダーシップの特質を検討し、目標達成型リーダーシップの類型も現在産業界で注目を集める奉仕型リーダーシップの類型も、彼女たちの集団形成・集団維持の論理にそぐわない可能性があることを明らかにした。これを踏まえ、集団形成・維持において重要な女子学生の他者理解それ自体を「ホスピタリティ」の本来の意義に立ち戻って深める教育の必要性を論じている。終章では以上を総括し、女子大学のマナー・ホスピタリティ教育の課題と新しい教育のあり方を提示している。

<論文審査の結果の要旨>

産業のサービス化や観光立国化宣言以降の「おもてなし」ブームを受けて、全国の大学では観光系学部学科の設立が相次ぎ、接遇を学びの中心に据えた観光ホスピタリティ教育という新しい分野が成立した。女子大学では、この観光ホスピタリティ教育と、女性らしい気遣いや振舞いを習得する女子学生向けのマナー教育、企業の即戦力となる人材輩出を目指すキャリア教育が結びつく形で、ホスピタリティ・マナー教育が展開するようになった。とりわけ、少子化による入学者数の激減に直面した地方の女子大学では、観光系企業の即戦力となりうる人材育成、すなわち接遇やマナーのスキルの習得を重視した教育、「女子力」や「品格」といった何らかの「女性性」を看板に掲げた教育が共学大学との差別化に活用され、G型L型大学構想といった全国レベルの動きともあいまって、いまやホスピタリティ・マナー教育は、大学としての生き残りをかけた経営戦略の一翼をなしつつある。

しかし地方の女子大学が生き残りをかける上で「女性性」を看板に掲げ、スキル偏重の職業教育プログラムを経営戦略に活用することと、実際に旧来型のジェンダー規範や女性性を内包した教育プログラムを展開することとは異なった問題である。本論文は、地方女子大学がおかれた非常にシビアな状況を踏まえ、ホスピタリティ・マナー教育が女子大学の経営戦略の重要な一部になっていることを理解したうえで、女子大学生の多様性を包括し、女性としての多様な生き方に即した形に同教育を変革するための現実的な方策を考案することを目指した先駆的な研究であり、現行の講義や課外活動の実態、女子学生たちの応答や実践を多角的に考察した実証研究である。こうした論文の意義がまず審査委員に確認、評価された。

口頭試問では、観光ホスピタリティ教育、ホスピタリティ教育、マナー教育、ホスピタ

リティ・マナー教育等の用語のずれや、執筆者自身の「女子力」やホスピタリティ・マナー教育に対する立場性の不透明さ、具体的なマナー・ホスピタリティ教育の課題解決に向けた提案における不十分点が指摘された。これらの指摘に関しては、公聴会において適切な応答がなされた。特にマナー・ホスピタリティ教育が女子学生たちに安易な処世術観や、従来のジェンダー規範に適合的な女性像の再生産、それを通じた苦手意識やコンプレックスの醸成に寄与する問題の一部には、スキルの獲得に偏重した教育プログラムがあることへの反省に立ち、他者理解や他者配慮、他者との相互発展といったホスピタリティの本来の意義を教授するために、スキル科目と教養科目との連動のあり方を指摘している点は興味ぶかい。また、社会学者の上野千鶴子が提唱した「女縁」を援用し、男子学生がいない女子大学だからこそ、対男性を意識し、既存のジェンダーバイアスや規範を踏襲した女子力を相対化する教育が可能となるとし、女子の集団形成の論理をくみ上げた PBL 形式のマナー・ホスピタリティ教育を提案していることも広がりのあるテーマである。

審査委員からは、こうした意義に加えて、良妻賢母・英語教育から観光ホスピタリティ教育へと至る女子教育の歴史に多様な経路があったことや大学の実態が描かれた女子大学研究としての価値や、地方女子大学の女子学生たちの姿が豊かに描かれたエスノグラフィとしての価値、地方の女子大学の経営戦略との兼ね合いの限界地点でマナー・ホスピタリティ教育の変革の必要性や意義を考察した点、等が評価された。各女子大学の観光学部設立年度が不明確であったり、文章上の推敲に若干の不備があったものの、本研究が観光ホスピタリティ教育を扱った先駆的な研究であり、博士論文としての十分な水準を満たしているという点において、審査委員の評価は一致。以上から、論文審査・口頭試問、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文にかかわる口頭試問は 2017 年 6 月 23 日（金）16 時から 17 時まで、創思館 302 教室において審査員 4 名によっておこなわれ、公開公聴会は 7 月 14 日（金）13 時から 14 時まで創思館カンファレンス・ルームにおいて審査員 4 名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。

申請者は、本学学位規程第 18 条第 1 項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を 3 本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適切と判断する。